

# 2015

# 8

NO.181



## 「税と暮らしを考える」 広報誌

# えどがわきた



会員さまですとアフラックのがん保険 医療保険  
が団体割引保険料でお申込みいただけます。

☎ 0120-777-596

(一社) 江戸川北青色申告会 担当 代 吉田 保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL03 (3656) 0621 FAX03 (3656) 1104

### ふるさと納税

平成27年度税制改正で、ふるさと納税がより身近になりました。

ふるさと納税は、その活用により地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると評価される等、様々な意義をもつ寄附金です。

確定申告の手続きは寄附金控除の対象になります。

寄附金控除とは、その年に支出した特定寄附金から2千円を差し引いた金額が寄附金控除額になります。

事業所得や、不動産所得の確定申告をされている方は申告の際に寄附金の証明書を添付してください。

また、給与所得の方には「ふるさと納税ワンストップ特例制度」として、ふるさと納税先団体よりお住まいの住所地へ必要な情報を連絡してくれる（市区町村5団体まで）改正も行われました。

但し、この場合所得税は控除額が発生されず、住民税のみの控除になります。

(詳しくはお尋ねください)

ふるさと納税についてホームページで検索すると様々な情報が出てまいります。ホームページのサイトによっては、税金の控除額や、寄附を行う自治体での特典などを調べられます。

この機会にふるさと納税についてふれてみてください。

### ふるさと納税のPoint

特典がもらえる	各地域の特産品をお礼としてもらえます。	使い道が指定できる	震災復興のため、子育てのためなど目的を選んで寄付を行うことができます。
寄付金控除になる	寄付した金額より2千円控除した金額が控除額になります。	寄付先は選べる	どの地域でも寄付が行えるので旅先でお気に入りの地域をみてください。

### マイナンバー制度

いよいよ、はじまるマイナンバー制度です。様々なところで、マイナンバーについてのお知らせ、説明会などが行われております。

マイナンバーについては6月号より毎月会報でもお知らせしております。

まず、10月になりますと、順次「マイナンバー通知カード」が住民票の所在地に届きます。そのカードに記載され

### 平成27年10月以降、国民の皆さま一人一人にマイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。住民票の住所と異なるにお住まいの方は、注意してください。

### マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。



### (紙面の主な内容)

- P1 ふるさと納税・マイナンバー制度
- P2 地域まつり・口座振替変更
- P3 委員会部会活動だより・税理士無料相談
- P4 都税事務所お知らせ・事務局カレンダー

最新情報、ご不明点については

[内閣府ホームページ](#)

[マイナンバーコールセンター](#)

0570-20-0178

平日9時30分～17時30分

土日祝日・年末年始を除く

ている12桁の番号は大事な番号になります。説明書が同封されており、手続きに手続きについてお読みください。

平成27年5月17日(日) 鹿骨区民館まつり、5月24日(日) 中央地域まつり、西小岩まつりが行われました。

各地域とも天候に恵まれ、工夫を凝らしたパンフレットの配布や、福利厚生事業のピーアール等も行われました。

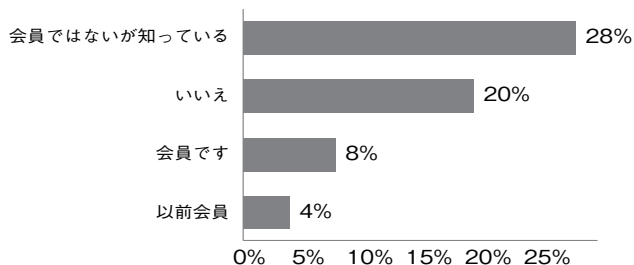
また、アンケート回収も行われ、貴重なご意見を聴くことができ、各地域大盛況に終了いたしました。秋には、平井・小松川まつり、東部地域祭りの参加を予定しております。お近くの方は是非、お立ち寄りください。

お寄せいただいた意見

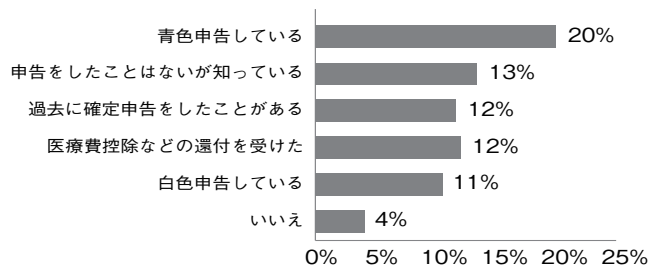
- パソコンできるようになればいいな
- マイナンバーについて知りたい
- 個人事業での赤字の場合はどうするの
- 毎年助かってます
- 青色申告のメリットを解り易く伝えてほしい

アンケート結果

青色申告会をご存知ですか？



確定申告をご存知ですか？



中央地域まつりの様子



西小岩まつりの様子



鹿骨区民館まつりの様子

朝日信用金庫・東京東信用金庫

18日引落し >>> 6日引落し

会費 12月6日 共済 10月6日  
小規模・簡易保険 9月6日より

朝日信用金庫と東京東信用金庫をご利用の方の口座振替日が左記の通り変更となります。対象の方へは個別にご案内をいたします。何卒、ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

口座振替日  
変更のお知らせ

03 (3656) 0621  
お問合わせ  
松江事務局まで

# 源泉指導会

上半期の源泉指導が行われました。

松江事務局や小岩出張所をはじめ、各区民館で源泉指導会が行われました。指導会は午前中だけのご相談時間でしたが、多数の方にご参加いただき無事終了いたしました。

次回の源泉指導会は12月の年末調整手続きを予定しております。

## ミニ講演会と手芸教室

六月二日（火）、グリーンパレスにおいて女性部「ミニ講演会と手芸教室」を開催いたしました。

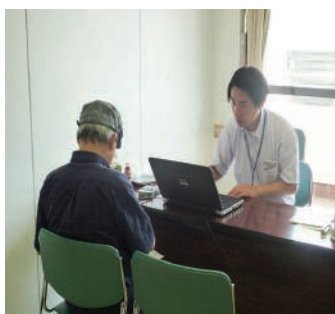
当日は、税務署の中村上席をお招きし、鹿児島県にまつわるお話を拝聴しました。

講演会タイトルが「ぶにせ」とあり、「かつこわるい」という鹿児島県の言葉だそうです。鹿児島県の屋久島と奄美大島の間に点在するトカラ列島があります。

その中に浮かぶ数々の島。中でも宝島はサンゴにかこまれた浪漫の島です。夢のような島に一度は

# 源泉指導会報告

6月15日（月）	東部区民館	18名
6月16日（火）	鹿骨区民館	11名
6月19日（金）	小松川区民館	16名



源泉指導会の様子

訪れてみたいですね。鹿児島地方のお話ありがとうございました。

休憩をはさみ、第二部では手芸教室を行いました。今回は「しあわせふくろう」を作成し、それぞれ可愛らしいふくろうが二つずつ出来上がり、笑顔がいっぱい幸せを感じたようです。



出来上がり「しあわせふくろう」

## 女性部 使用済切手回収のお願い

女性部では東京青色申告会連合会女性部を通して、使用済切手を寄付しております。これは目の不自由な方への支援団体活動へつながるものとなります。ぜひ、お手元の使用済切手を保管して頂き、事務局までお持ちください。皆様のご協力よろしくお願い申し上げます。また、事務局へ切手をお持ちいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。



## 事務局 3階 税理士無料相談会

平成27年度は、税理士無料相談会の回数が増えています。毎回、ご相談予約が満員状況です。ご希望のご予約はお早めに事務局までご連絡ください。

予約日	予約時間
9月9日（水）	①10:00～
10月7日（水）	②11:00～
11月4日（水）	③13:00～
12月2日（水）	④14:00～
1月6日（水）	⑤15:00～
2月6日（水）	⑥16:00～



お申込 問い合わせ **03-3656-0621**

暑中お見舞い  
申し上げます。

会長 大村 耕一  
副会長 加藤 繁男  
副会長 加藤 三千夫  
副会長 佐川 信夫  
副会長 中條 清一  
理事、役員一同



# 8月は個人事業税第1期分の納期です

個人事業税の納税通知書は、平成27年8月3日（月）に発送します。

＜納期限＞平成27年8月31日（月）

＜ご利用になれる納付方法＞

- ①金融機関※<sup>1</sup>・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口 ②口座振替※<sup>2</sup> ③コンビニエンスストア※<sup>3</sup>

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ 生活彩家  
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ファミリーマート ボブラ ミニストップ  
ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア ローソン MMK 設置店（コンビニ以外の店舗  
を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

- ④金融機関※<sup>1</sup>・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※<sup>4</sup>

- ⑤パソコン・携帯電話・スマートフォンからのクレジットカード納付

平成27年度より、クレジットカードでも納付ができるようになりました。

パソコンや携帯電話等から都税クレジットカードお支払サイト（<https://zei.tokyo>）へアクセスし、お手続きください。

- 【注意】 ・税額に応じた決済手数料がかかります。 ・都税事務所や金融機関等の窓口では利用できません。  
・支払手続完了後の取消はできません。 ・税額100万円未満の納付書に限り納付できます。  
・口座振替をご利用の方は、クレジットカードでの納付はできません。

その他、都税クレジットカードお支払サイトの注意事項をご確認の上、ご利用ください。

※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

※2 申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-3963-2177）へお問い合わせください。

※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものが納付できます。

※4 ○ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限りです。

○領収証書は発行されません。（領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。）

○新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用する方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。

○システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

## 省エネ設備を取得した方へ ～減免制度のお知らせ～

東京都では、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免しています。平成27年度課税分は、平成26年中に取得した設備について申請できます。なお、平成26年度に申請をして減免しきれなかった額が残っている場合や平成26年度に税額が発生していない場合は、平成25年中に取得した設備についても申請できます。減免を受けるためには、個人事業税の納期限までに、減免申請書及び必要書類を所管都税事務所・支庁にご提出ください。

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した個人事業者
対象設備	次の要件を全て満たすものが対象となります。 ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">導入推奨機器の詳細については、環境局ホームページをご確認ください。</div>
適用要件	平成32年12月31日までに対象設備を取得し、かつ、事業の用に供した場合に減免を適用します。 ※対象期間が5年間延長されました。 ※住宅用の建物（アパートやマンション等）に設置した場合、減免は適用されません。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税の税額から減免 ただし、減免を受ける年度の税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、減免申請を行った翌年度の税額から減免可

～ 東京都主税局ホームページ（環境減税）をご確認ください～  
減免申請書等の各種様式やQ&Aを掲載しています。

主税局 環境減税

検索 

### 【お問い合わせ先】

- 個人事業税/省エネ促進税制に関すること 中央都税事務所 個人事業税係 03-3553-2157
- 地球温暖化対策報告書制度/導入推奨機器に関すること 東京都地球温暖化防止活動推進センター ヘルプデスク 03-5388-3408

### 事務局カレンダー

8月1日	パナホーム見学会
8月3日～9月4日	小岩出張所夏休み
8月5日	税理士無料相談会
	事業委員会
8月26日	組織委員会
8月27日	事業委員会
9月2日～9月3日	会員旅行
9月9日	税理士無料相談会
9月14日	支部長会議

### 青色申告会口座引落スケジュール

各明細	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会費	○				○				○			
共済	○			○			○			○		
簡保 小規模	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビスソフト			○									

※丸印の月に各明細金額を引落させていただきます。残高のご確認よろしくお願いたします。  
金額については、お問い合わせください。